

## 令和5年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の公表

平成19年6月に公布されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」では、地方公共団体は毎年度、財政の健全性に関する比率を算定し、その算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

令和4年度決算に基づき算定した奥多摩町の比率は下記のとおりです。いずれも基準以下（健全段階）となりました。

＜健全化判断比率＞

（単位：％）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計などの実質赤字額の標準財政規模に対する比率	全ての会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率	公債費および公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率	地方債残高のほか一般会計などが将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率
奥多摩町	—	—	7.4	—
早期健全化基準 （イエローカード）	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準 （レッドカード）	20.00	30.00	35.0	—

- \* 「実質赤字比率」および「連結実質赤字比率」については、赤字でないため「—」と表示しています。
- \* 「将来負担比率」については、将来負担額を充当可能財源（基金など）が上回ったため「—」と表示しています。
- \* 「標準財政規模」とは、町の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的一般財源（税などの用途の特定されていない財源）の規模を示す指標です。

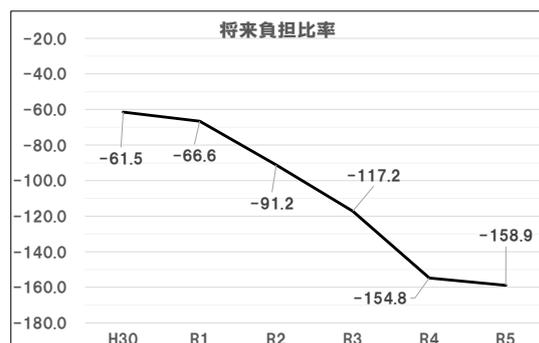
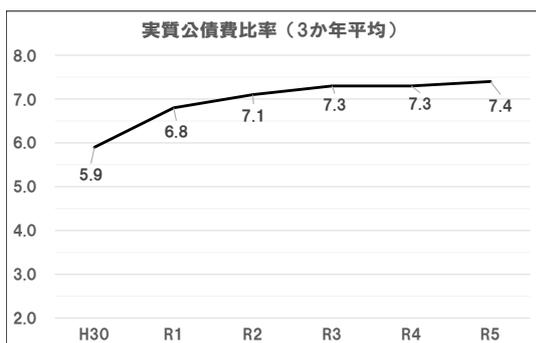
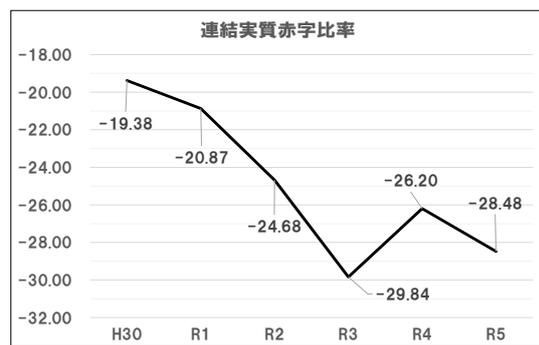
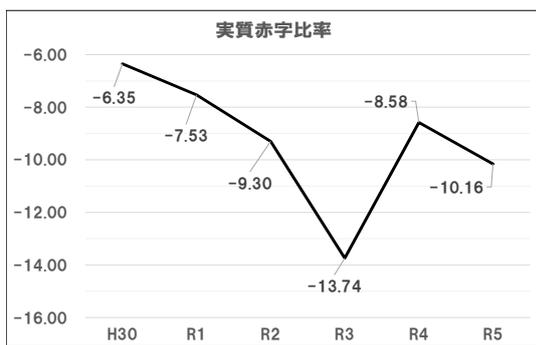
＜資金不足比率＞

公営企業ごとの資金不足の比率（右表：単位：％）

\* 資金不足がないため「—」と表示しています。

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0

### 【健全化判断比率の推移】



決算状況④